

第1部 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨	2
1 背景と目的	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画期間	5
4 計画の対象となる人口	6
5 計画策定体制	6
II 府中市における子どもと子育て家庭を取り巻く状況と課題	7
1 少子化の状況	7
2 世帯人員数と世帯構造	12
3 就労の状況	13
4 就学前児童の状況	16
5 府中市における子どもと子育て家庭を取り巻く状況からみた課題	17

第 1 部 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

1 背景と目的

(1) 少子化の進行

我が国の出生者数は、昭和46年～49年の第2次ベビーブーム期には毎年約200万人を超えていましたが、昭和59年には150万人台を割り込み、平成3年以降は緩やかな減少傾向にあります。また、合計特殊出生率*は、第2次ベビーブーム期以降、人口の現状を維持するのに必要な水準である2.1を下回ったままとなっています。平成18年からの3年ほどは上昇し、平成20年は1.37となっています。

こうした少子化の進行には、子ども同士の交流の機会が減少することによる自立性や社会性の減退、地域社会の活力の低下などの社会的影響と、労働力減少による経済活力の衰退や、社会保障について保険などの基本である支える側と支えられる側の需給のバランスをくずし、従来の制度を維持できなくなるなどの影響をもたらす問題があります。

(2) 国の少子化対策の動向

●エンゼルプランと新エンゼルプラン

我が国では、平成2年の「1.57ショック(合計特殊出生率*)」を契機に、出生率の低下と子どもの人口が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討をはじめました。

平成6年12月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」(10年計画)を策定し、同プランを実施するため、特に保育分野の整備を図るための「緊急保育対策5か年計画」をあわせて策定しました。

引き続き少子化傾向が進む中、エンゼルプランの中間期にあたる平成11年、「少子化対策推進基本方針」(平成11年12月)が決定され、それに基づき「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が策定されました。「新エンゼルプラン」は、母子保健、地域や学校の環境、住まいづくり、仕事と子育て両立のための雇用環境整備などの考え方も盛り込まれた幅広いものでした。

●少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法*

このような取り組みにもかかわらず、少子化は依然として進行したため、平成14年9月には、厚生労働省により「少子化対策プラスワン」がとりまとめられました。平成15年3月には、「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」により、政府・地方公共団体・企業等が一体となり、次世代育成支援を社会全体で進めることとされました。

平成15年7月には、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法*」が同時成立しました。

「少子化社会対策基本法」は、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するための基本法であり、その後、「少子化社会対策大綱」(平成16年6月)、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)」(平成16年12月)が制定されました。それらの大綱やプランの中では、雇用環境の整備、保育サービスなどの充実、地域社会における子育て支援体制、母子保健医療体制の充実など、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の方向などを基本的施策として定めています。

「次世代育成支援対策推進法*」は、「少子化社会対策基本法」の趣旨を受け、社会全体で10年間の次世代育成支援対策に関する集中的・計画的な取り組みを促進することを目的としています。また、「次世代育成支援対策推進法*」では、自治体に対し特定事業主行動計画*の策定を、また、301人以上の労働者を雇用する事業主に対し一般事業主行動計画*の策定を義務づけています。平成20年11月に「次世代育成支援対策推進法*」の一部改正が行われ、平成23年4月1日から一般事業主行動計画*の策定義務事業主は従業員が101人以上の企業となり、100人以下の事業主には策定の努力義務が設けられています。

●新しい少子化対策

平成17年には、初めて総人口が減少に転じ、出生者数は106万人、合計特殊出生率*は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月に少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。「新しい少子化対策」は、①社会全体の意識改革と、②子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充という2点を重視し、具体的な施策を掲げています。

●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス*憲章及び行動指針

平成18年12月に出された将来推計人口は、少子高齢化の一層厳しい見通しを示していました。そのような中、社会保障審議会の「人口構造の変化に関する特別部会」の議論などを経て、平成19年2月に『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議(以下、「重点戦略検討会議」という。)が設置されました。重点戦略検討会議は同年6月に中間報告を出し、重点戦略策定の方向性として「働き方の改革による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の実現」や「包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築」を示しました。

重点戦略検討会議の中間報告や各方面から仕事と生活の調和の重要性が指摘され、その認識が広まりをみせる中、平成19年7月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられました。この会議により、同年12月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下、「憲章及び行動指針」という。)が策定されました。

憲章及び行動指針が策定された同日、重点戦略検討会議では「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。重点戦略では、国民の希望する結婚・出産・子育てに関する希望と現実のかい離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、「働き方の改革による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の実現」と「仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの取り組みを「車の両輪」として同時並行的に進めていくことが必要不可欠であるとしています。なお、憲章及び行動指針は、重点戦略の「車の両輪」の一方である「働き方の改革による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の実現」の方向性や取り組みを示しています。

(3)府中市の少子化対策の動向

●「府中市子育て支援推進計画」(平成10年度～平成14年度)

府中市では、平成6年に国が策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)や平成9年度に東京都が策定した「子どもが輝くまち東京プラン」を受けて、子どもの成長と子育てへの支援に関する施策を総合的に推進するため、平成10年度から平成14年度を計画期間とする「府中市子育て支援推進計画－ひとみ輝け!府中子どもプラン－」を策定しました。

●「府中市福祉計画(子育て支援分野)」(平成15年度～平成20年度)

平成11年に国が策定した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を受けて、平成15年度から平成20年度を計画期間とした「府中市福祉計画(子育て支援分野)」を策定しました。

●「府中市次世代育成支援行動計画」(平成17年度～平成21年度)

平成17年3月に制定された「次世代育成支援対策推進法*」に基づき「府中市次世代育成支援行動計画」を、広く市民の意向を調査する中で策定しました。この計画は、平成17年度を初年度として5年間を前期とし、その後の5年間を後期とした10年間の計画です。府中市では、この前期計画に基づき、市民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から、子どもと子育て家庭への支援を市民と協働して推進してきました。

前期計画の策定以降は、市民、学識経験者、関係機関、子育てにかかわる団体等から選出された委員で構成された府中市次世代育成支援行動計画推進協議会にて、毎年、事業の進ちょく状況や実施内容などについての評価を行ってきました。

(4)本計画の目的

本計画は、少子化対策の推進及び子育て環境の向上に資するため、次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切に、子どもの立場・視点を最大限尊重した、「府中市次世代育成支援行動計画」の後期計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

●次世代育成支援対策の方向や目標を定めるもの

本計画は、上位計画である第5次府中市総合計画（以下「府中市総合計画」という。）に基づき、府中市の子育て支援策を総合的かつ計画的に進める分野計画のひとつとして位置づけます。

本計画は、府中市福祉計画（地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画）における子育て支援計画を発展的に引き継いだ計画です。したがって、福祉的施策を盛り込んでいますが、福祉施策にとどまらず、子どもにかかわるあらゆる分野の施策を内容としています。

●府中市の関連計画との関係

本計画の関連計画としては、「府中市保健計画」、「府中市学校教育プラン21」などがあります。福祉の様々な計画やこれら関連計画との整合を図りながら、本計画が最新の策定計画であることから、社会情勢などを考慮し、新しい施策の展開とともに既存施策のレベルアップに努めました。

●法律上の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法*（平成15年法律120号）」第8条に規定する府中市の「市町村行動計画」です。

また、「児童福祉法*」（昭和22年法律第164号）に基づく「保育計画」、「母子及び寡婦福祉法*」（昭和39年法律第129号）に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を含むものとします。

3 計画期間

次世代育成支援対策推進法*では、計画期間を10年間としており、平成17年度から平成21年度までの5年間の前期計画期間、その後、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画期間としています。

本計画は、この後期計画となるものです。

4 計画の対象となる人口

本計画の計画期間の人口を、府中市総合計画の計画人口に基づき次のように推計しました。

	総人口	子どもの人口			
		0～17歳	0～5歳	6～11歳	12～17歳
平成21年 (実績値)	247,101人	40,440人	13,642人	13,952人	12,846人
平成26年 (推計値)	253,626人	40,073人	12,883人	13,484人	13,706人
【参考】 平成29年 (推計値)	256,542人	39,183人	12,305人	13,062人	13,816人

資料：第5次府中市総合計画 後期基本計画

※平成21年の値は4月1日現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口。推計値は、コホート変化率法(年齢階層別人口の変化率による推計方法)を用いて算出しています。

5 計画策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制で検討を進めました。

(1) 府中市次世代育成支援行動計画推進協議会

市民、学識経験者、関係機関、子育てにかかわる団体等から選出された委員で構成された「府中市次世代育成支援行動計画推進協議会」において、前期計画の事業の進ちょく状況や実施内容の評価を行うとともに、後期計画の内容検討をしました。また、平成20年5月には、国や東京都の少子化対策への対応などを考慮しながら「府中市後期次世代育成支援行動計画の策定に向けて」の提言をいただきました。

(2) 市民意向調査

市民の意向など市民ニーズを的確に反映した計画とするため、平成20年度には、就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親家庭、中学生・高校生世代を対象とした「次世代育成支援に関する市民意向調査」を合計7,000人に実施しました。

(3) パブリック・コメント*

計画素案に対して、市民の皆様から幅広く意見をいただくために、平成21年9月1日から平成21年9月30日まで、パブリック・コメント*を実施いたしました。

Ⅱ 府中市における子どもと子育て家庭を取り巻く状況と課題

1 少子化の状況

少子化の状況については、人口の変化、出生数と合計特殊出生率*の推移及び少子化の要因とされている晩婚化にかかわる初婚年齢、未婚率の推移についてみていきます。

(1) 人口

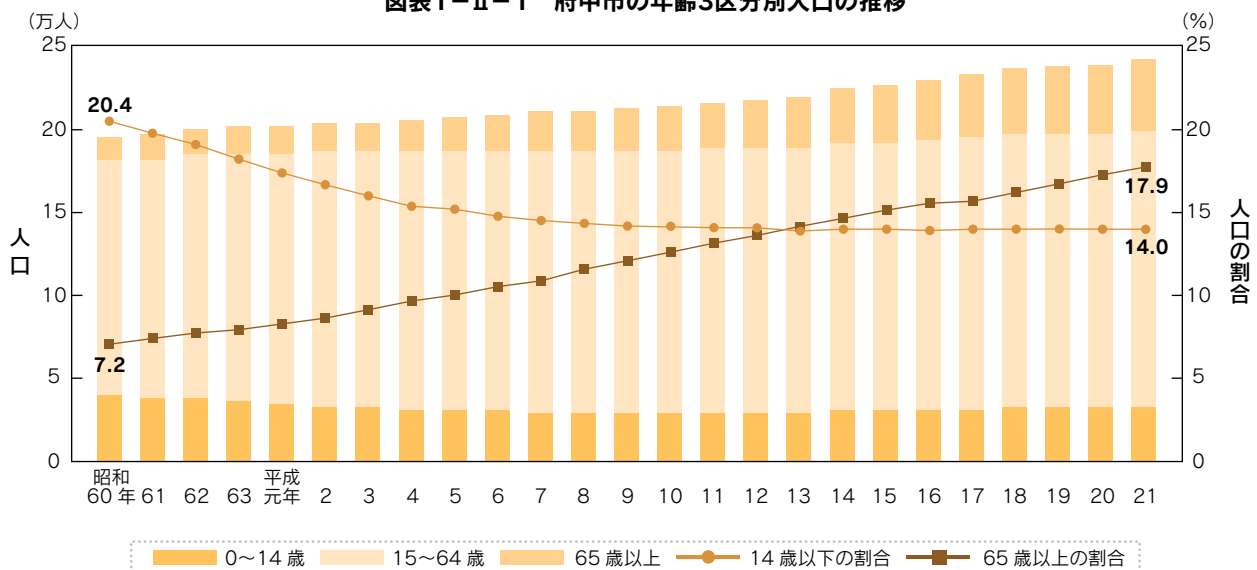
ポイント

- 府中市の人口は増加傾向にありますが、平成13年以降、14歳以下の割合が65歳以上の割合を下回り、少子高齢化が進んでいます。
- 府中市の子どもの人口(19歳以下)は、平成13年以降、微増傾向にあります。

府中市の人口は増加傾向にあり、平成21年1月1日現在、241,930人となっています。

全人口に占める14歳以下の割合は、昭和60年には20.4%でしたが、平成21年には14.0%に低下し、33,779人となっています。一方、65歳以上の割合は、昭和60年の7.2%から平成21年には17.9%となりました。昭和60年には14歳以下の割合が65歳以上の割合を大きく上回っていましたが、平成13年には逆転し、以降、65歳以上の割合が14歳以下の割合を上回っています。少子化と高齢化は同時に進行し、その差はますます開いています。

図表1-Ⅱ-1 府中市の年齢3区分別人口の推移

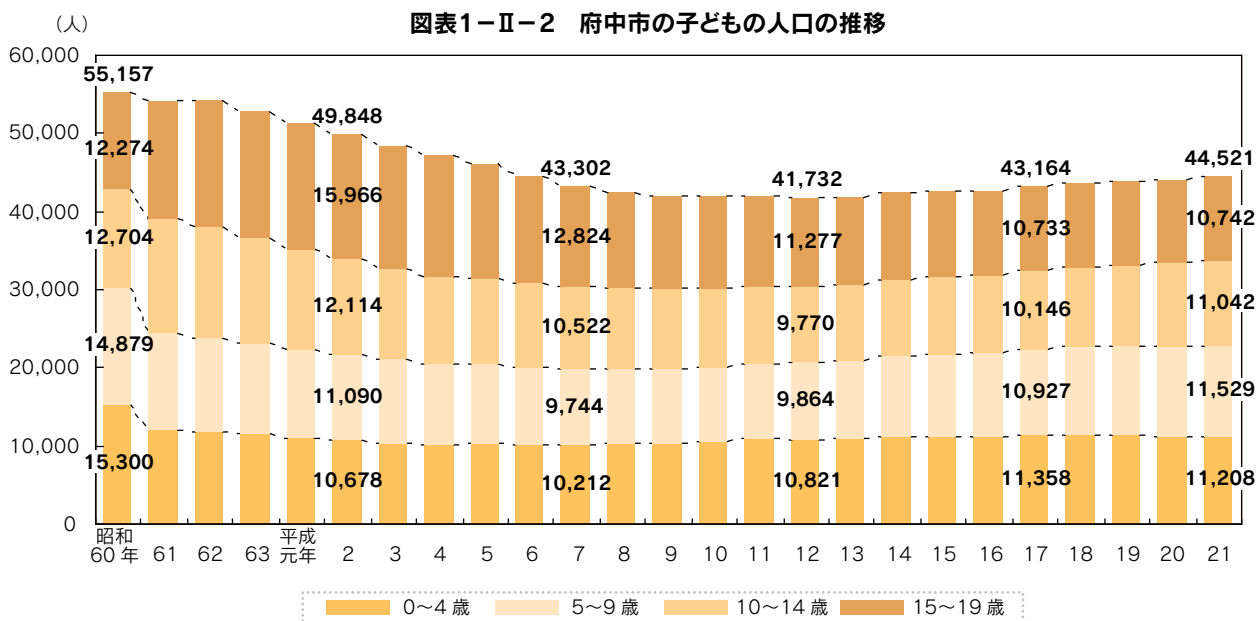


※外国人登録人口はのぞく

資料：府中市住民基本台帳（各年1月1日現在）

府中市の19歳以下の子どもの人口をみると、昭和60年から平成10年までは減少していましたが、平成13年からは微増傾向にあり、平成21年1月1日現在では、44,521人となっています。

微増傾向にある平成13年以降の年齢別の推移をみると、5～9歳、10～14歳はやや増えていますが、15～19歳はゆるやかに減少しています。

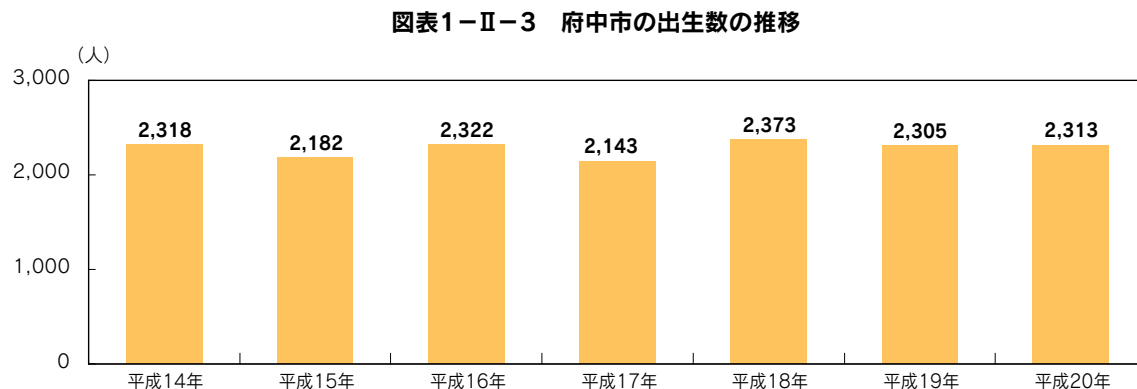


(2) 出生

ポイント

- 府中市の出生数は、ここ7年間は横ばいとなっています。
- 府中市の平成20年の合計特殊出生率*は1.32で、全国(1.37)よりは低いものの、東京都(1.09)より高くなっています。

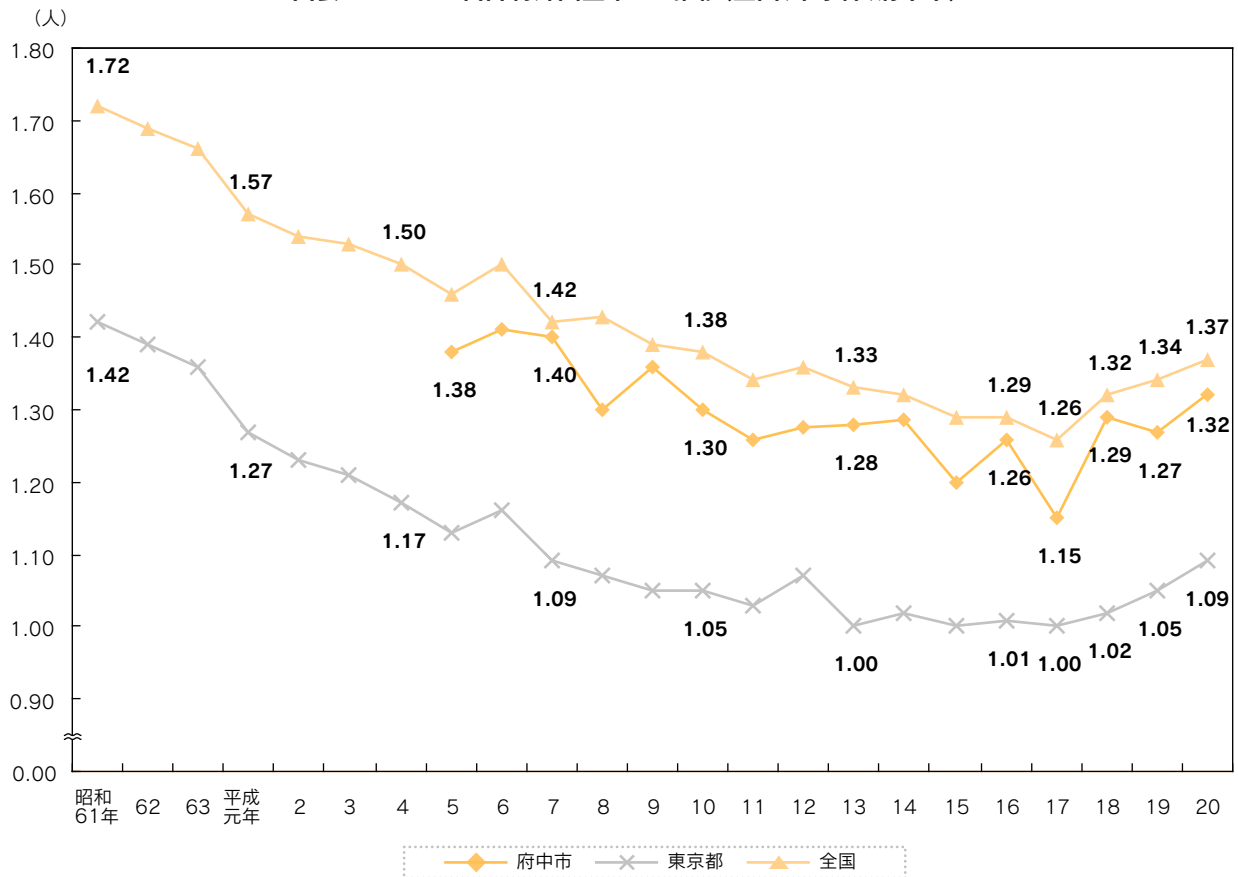
府中市の平成20年の出生数は2,313人で、ここ7年間は2,100～2,300人台で横ばいとなっています。



府中市の合計特殊出生率*は、平成5年の1.38以降、増減を繰り返しながら減少し、平成20年では1.32となっています。全国の1.37にくらべると低くなっていますが、東京都の1.09より高い数値となっています。

また、全国、東京都の合計特殊出生率*は、ここ3年間は増加傾向です。

図表1-Ⅱ-4 合計特殊出生率*の推移(全国、東京都、府中市)



資料:全国、東京都:人口動態統計(厚生労働省)、府中市:人口動態統計(東京都福祉保健局)

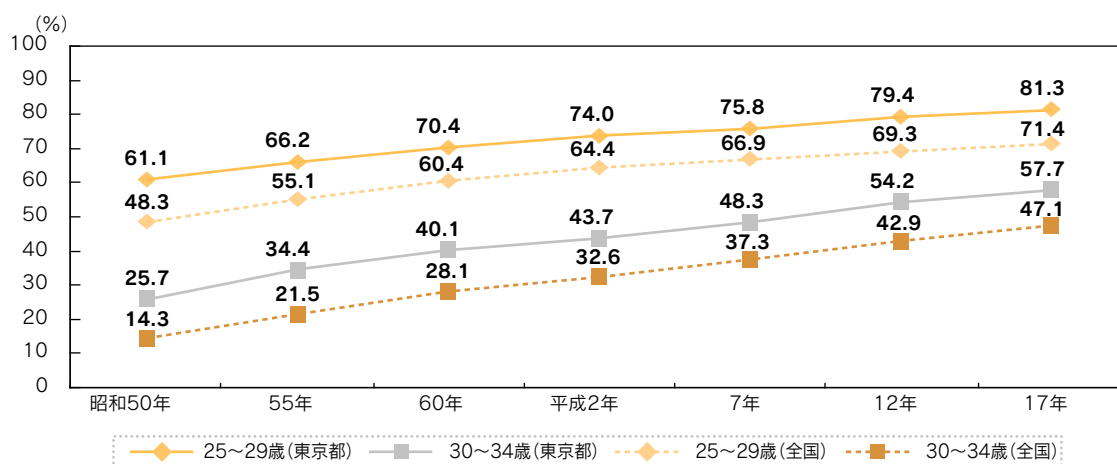
(3) 婚姻

ポイント

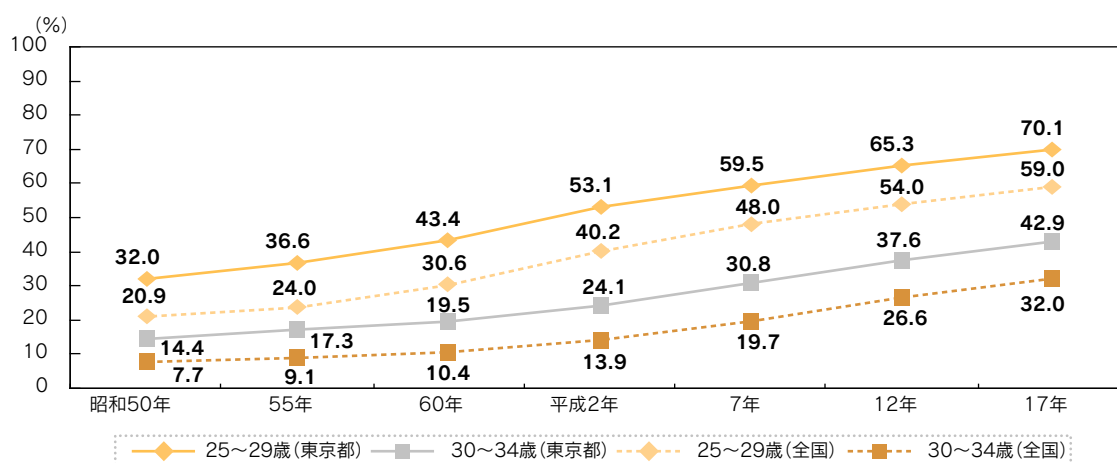
- 全国、東京都の未婚率は、男女ともに年々上昇し、未婚化が進んでいます。
- 全国、東京都の初婚年齢は、男女ともに年々上昇し、晩婚化が進んでいます。

全国、東京都における年齢別の未婚率の推移をみると、昭和50年以降、男性、女性ともに25～29歳、30～34歳のいずれも一貫して上昇し、未婚化が進んでいます。平成17年の東京都の未婚率は、男性では、25～29歳で81.3%、30～34歳で57.7%、女性では25～29歳で70.1%、30～34歳で42.9%となっており、いずれも全国より高くなっています。

図表1-Ⅱ-5 年齢別にみた未婚率の推移＜男性＞(全国、東京都)



図表1-Ⅱ-6 年齢別にみた未婚率の推移＜女性＞(全国、東京都)

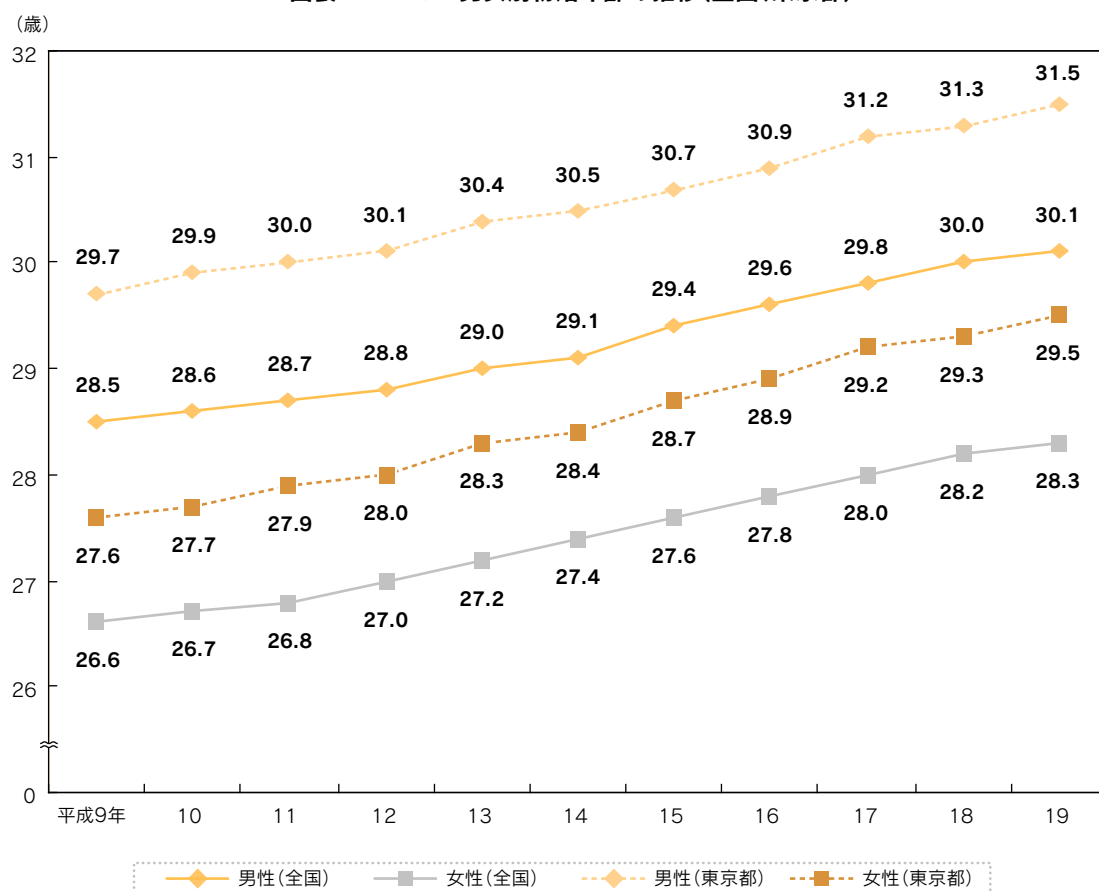


資料：国勢調査

全国、東京都における男女の初婚年齢の推移をみると、平成9年以降、男女ともに一貫して上昇し、晩婚化が進んでいます。平成19年の東京都の初婚年齢は、男性は31.5歳、女性は29.5歳となっており、それぞれ全国よりも高くなっています。

晩婚化は出産年齢を引き上げることから、合計特殊出生率*の低下に大きく影響することとなります。

図表1-Ⅱ-7 男女別初婚年齢の推移(全国、東京都)



資料:人口動態統計(厚生労働省)

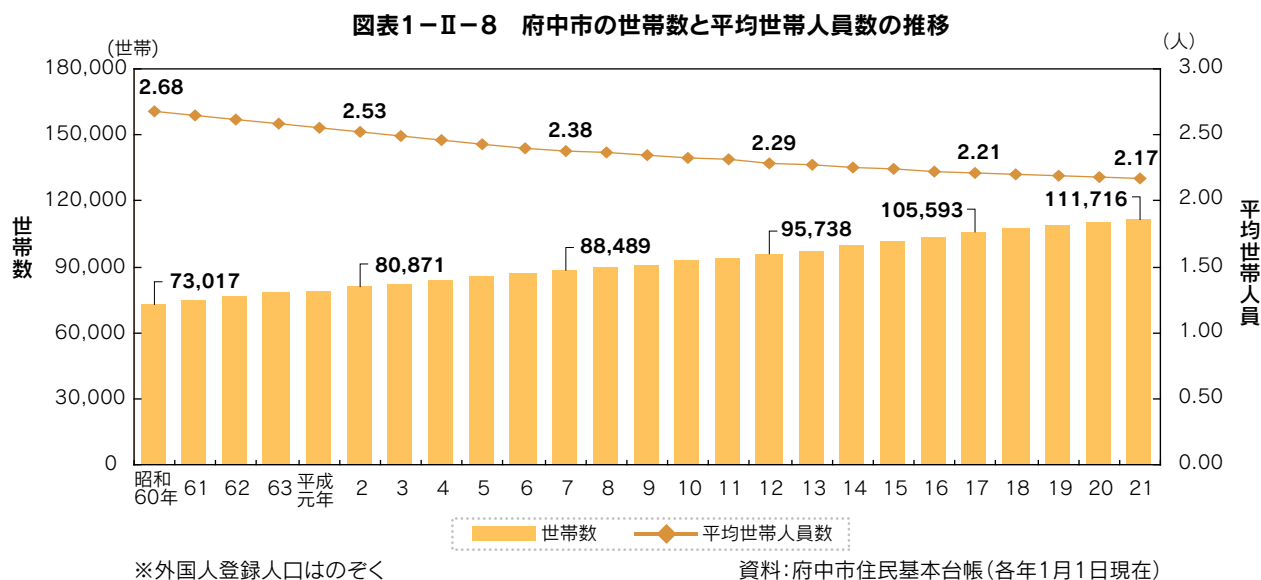
2 世帯人員数と世帯構造

少子・高齢化や都市化に伴う住宅事情の影響により、世帯人員数が減少しています。また、子どもがいる世帯の状況も変化しています。

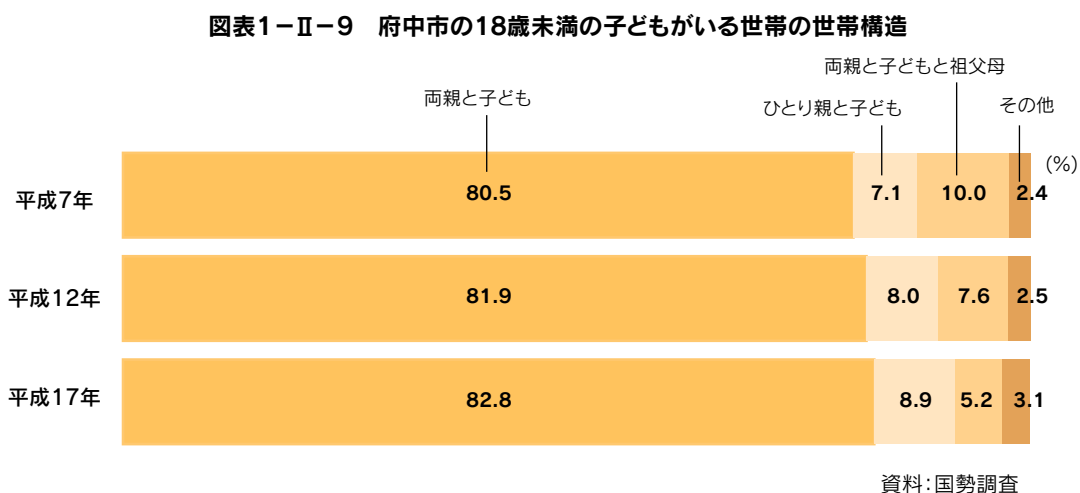
ポイント

- 府中市の世帯数は増加傾向にありますが、平均世帯人員数は減少しています。
- 18歳未満の子どもがいる家庭は、9割以上が核家族世帯となっています。

府中市の世帯数は増加傾向にあり、平成21年1月1日現在では111,716世帯ですが、子どもの数が減少していることもあり平均世帯人員数は減少し、2.17人となっています。



府中市における18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造は、「両親と子どもと祖父母」世帯のような3世代世帯の割合が減少し、「両親と子ども」、「ひとり親と子ども」の世帯といった核家族世帯の割合が増えています。平成17年では核家族世帯が全体の91.7%を占めています。



3 就労の状況

ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和。以下「ワーク・ライフ・バランス*」という。）の観点から、女性の就業状況、子どものいる家庭における保護者の就業状況と、育児休業*制度の利用状況をみていきます。

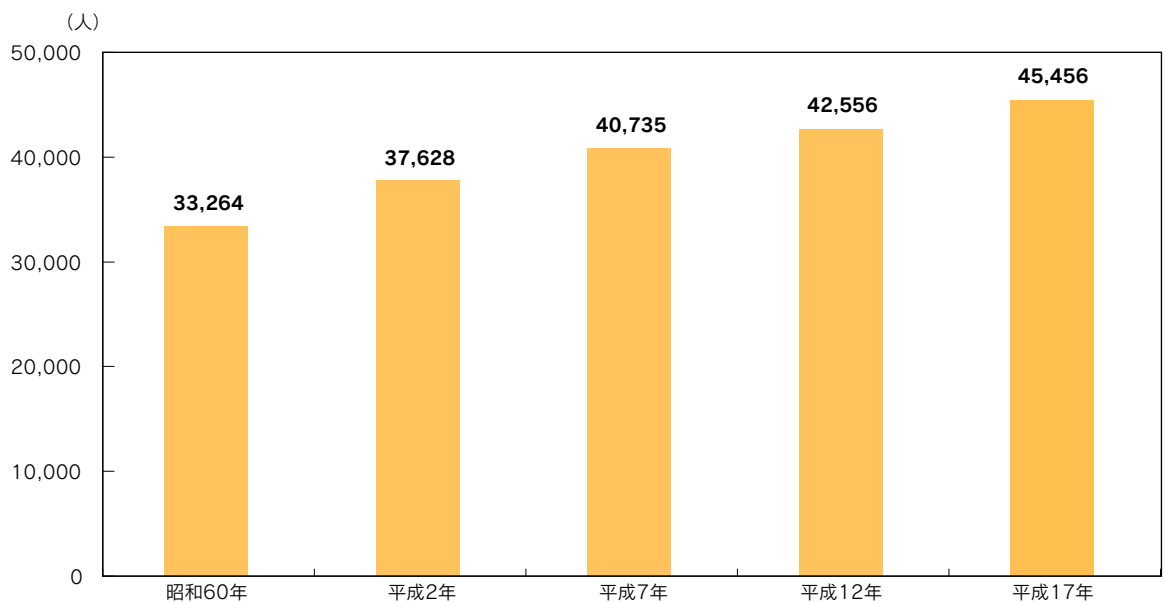
(1) 女性の就業状況

ポイント

- 府中市の女性就業者数は年々増加しています。
- 府中市の女性の就業率は全体的に高まっています。「M字型曲線」の底の年齢層は、35～39歳になっています。

府中市の女性就業者数は増加しており、平成17年では、45,456人となっています。

図表1-Ⅱ-10 府中市の女性就業者数の推移

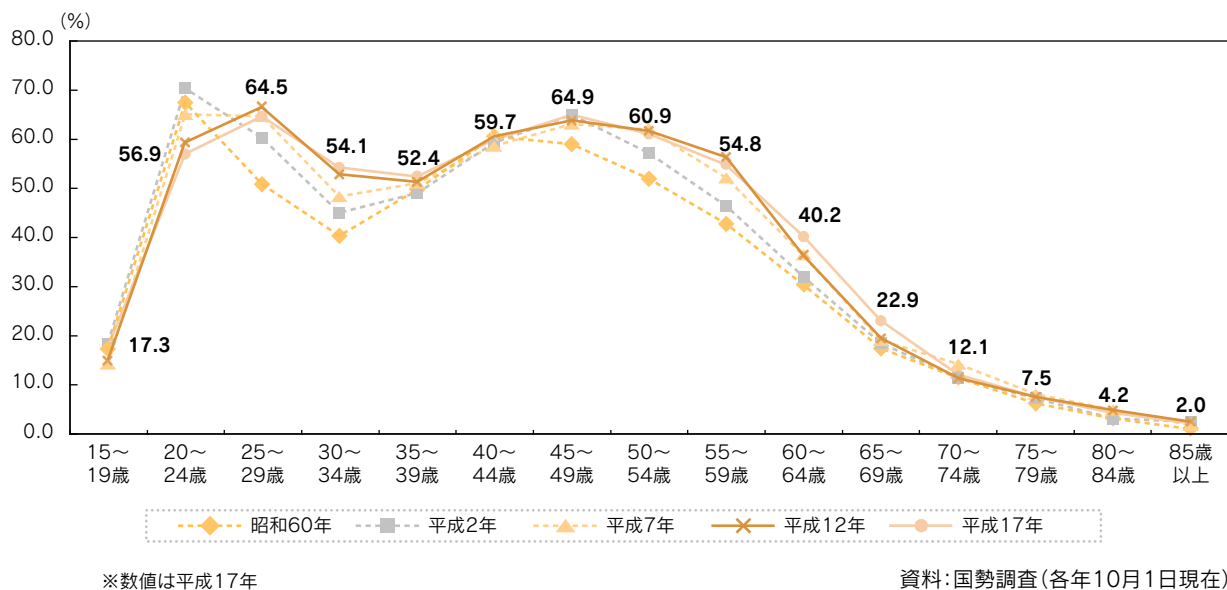


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

府中市の女性就業率の推移をみると、女性の就業率は全体的に高まっており、昭和60年と比べると平成17年では、25～29歳の就業率は50.7%から64.5%に、30～34歳は40.1%から54.1%になっています。

女性の就業は、20代前半で就職し、その後出産・子育てのために一時離職、40代で再就職するという、いわゆる「M字型曲線」を描いていますが、離職を表すM字の底は、平成7年までは30～34歳でしたが、平成12年、17年では、35～39歳に位置しています。

図表1-Ⅱ-11 府中市の女性就業率の推移



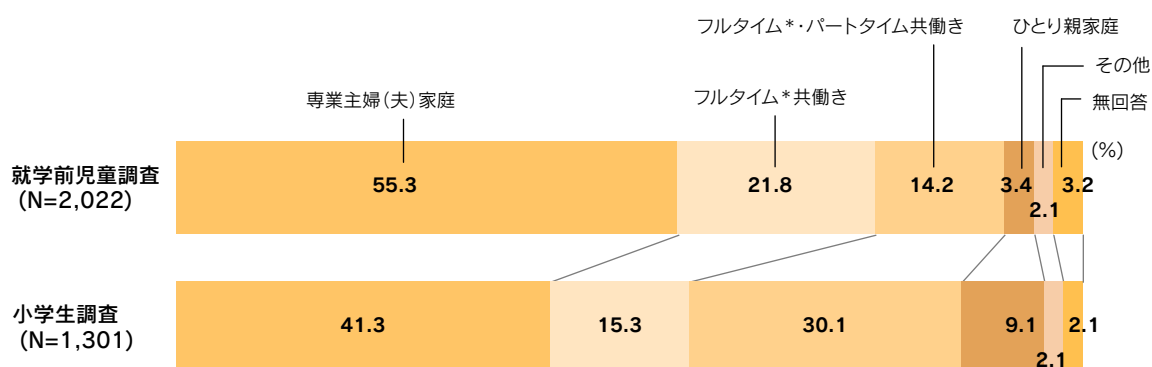
(2) 保護者の就労状況

ポイント

- 府中市の子どものいる家庭における保護者の就労状況は、就学前児童のいる家庭では「フルタイム*・パートタイム共働き」が14.2%ですが、小学校の子どものいる家庭では30.1%となります。

市民意向調査によると、府中市の子どものいる家庭における保護者の就労状況は、就学前児童のいる家庭では、「専業主婦(夫)家庭」が55.3%、「フルタイム*共働き」が21.8%、「フルタイム*・パートタイム共働き」が14.2%となっていますが、小学生のいる家庭では、「専業主婦(夫)家庭」が41.3%、「フルタイム*共働き」が15.3%と少なくなり、「フルタイム*・パートタイム共働き」が30.1%と多くなっています。

図表1-Ⅱ-12 府中市の家族類型及び家族類型・支援の分布(全体)



資料:府中市次世代育成支援に関する市民意向調査(平成20年度)

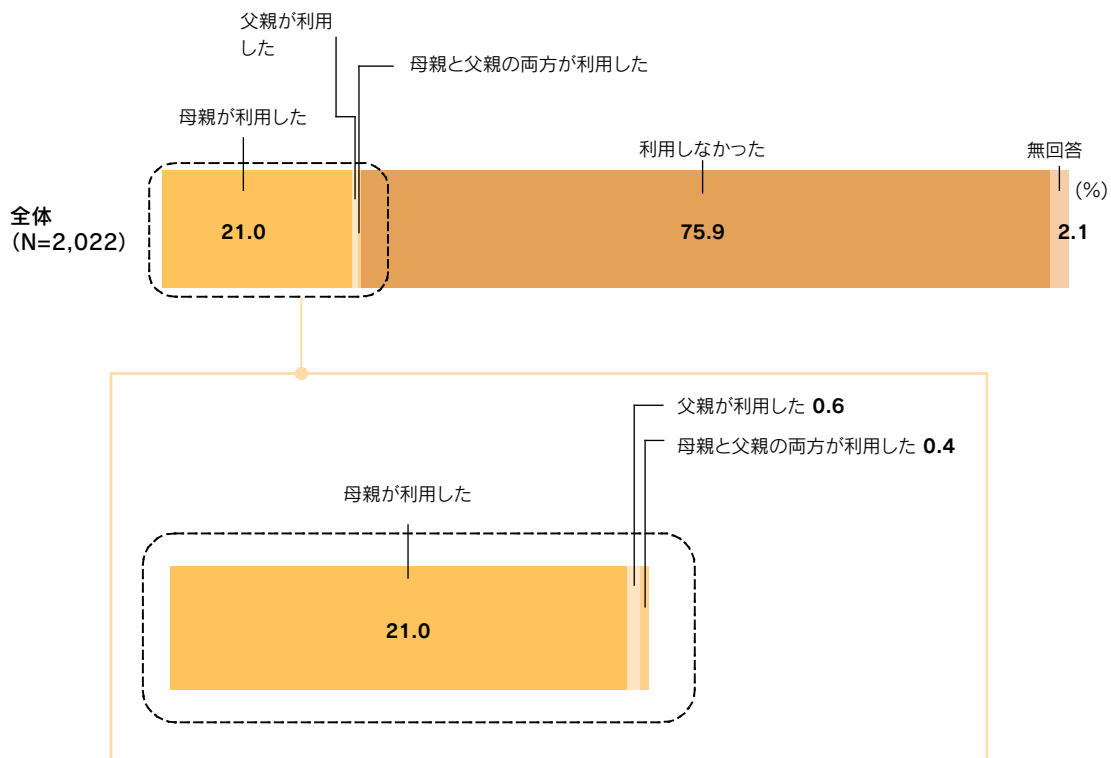
(3) 育児休業*制度の利用状況

ポイント

- 育児休業*制度利用状況は、母親が利用した率は21.4%ですが、父親の利用した率は1.0%にとどまっています。

市民意向調査によると、育児休業*制度の利用状況は、「利用しなかった」が75.9%を占めています。「母親が利用した」の21.0%と「母親と父親の両方が利用した」の0.4%を合計すると、母親が利用したのは21.4%となっています。一方、「父親が利用した」の0.6%と「母親と父親の両方が利用した」の0.4%を合計しても、父親が利用したのは1.0%にとどまります。

図表1-Ⅱ-13 府中市の育児休業*制度の利用状況(就学前児童・全体)



資料：府中市次世代育成支援に関する市民意向調査(平成20年度)

4 就学前児童の状況

就学前児童の過ごし方をみてみます。

ポイント

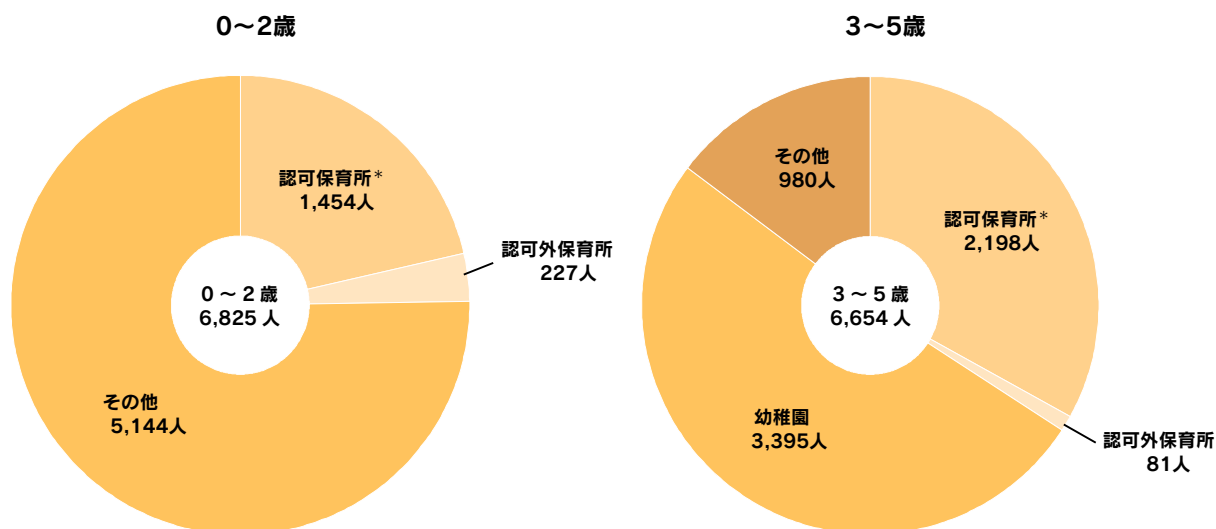
- 0～2歳児は、75.4%が在宅で過ごしています。

平成21年4月1日現在の就学前児童数は、0～2歳児が6,825人、3～5歳児が6,654人です。

0～2歳児の状況をみると、認可保育所*に入所している子どもは1,454人、認可外保育所に入所している子どもは227人で、合計すると24.6%になります。その他の子どもは5,144人で75.4%となり、これらの子どもは主に在宅で過ごしていると推測されます。

3～5歳児の状況をみると、幼稚園に入園している子どもは3,395人で51.0%を占めています。認可保育所*に入所している子どもは2,198人、認可外保育所に入所している子どもは81人で、合計すると34.3%になります。その他の子どもの数は980人となっています。

図表1－Ⅱ－14 府中市の就学前児童の状況(平成21年)



※人口は府中市住民基本台帳人口(平成21年4月1日現在) 外国人登録人口(平成21年4月1日現在)

※認可外保育所は、市内認証保育所*、保育室*の合計

資料:府中市保育課、府中市学務保健課

5 府中市における子どもと子育て家庭を取り巻く状況からみた課題

●子どもの心身の健全育成

- ・ 少子化や、核家族の増加等から、子どもの社会性がはぐくまれにくいことが考えられます。子どもの心身の健全育成に向けて、家庭や学校、地域社会が連携し、一体となって子どもを見守り、はぐくむ環境の整備が必要です。
- ・ 子どもを「次代の親」としてとらえ、子どもたちが、子どもを産み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるような取り組みを進めることが必要です。

●男女の協働による子育ての推進

- ・ 女性の就業率が高まっていることから、仕事と出産・子育てを両立できるサービスの一層の充実が必要です。
- ・ 育児休業*制度の利用状況は、ほとんどが母親であることから、父親の育児や家事に対する協力の意識を高めるなど男女がともに家族としての責任を担い、ワーク・ライフ・バランス*の実現を図る施策の推進が必要です。
- ・ ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けては、この考え方の浸透と、多様な働き方に応じた子育て支援の展開、事業者のワーク・ライフ・バランス*に対する理解や取り組みへの働きかけが必要です。

●子育て家庭への支援

- ・ 核家族が増加しており、母親に子育てが集中しがちであることが考えられることから、子育て家庭が孤立しないための支援、施策の充実が必要です。
- ・ 就学前児童のうち、0～2歳児では、在宅で子育てをしている家庭が7割以上を占めることから、保護者の育児負担を軽減し、ゆとりをもって子育てに臨めるよう、きめ細かいサービスの提供や施策の充実とともに、地域や社会全体で子どもを見守り・はぐくむ意識の醸成や施策の推進が必要です。